



株式会社乗馬クラブクレイン presents

総合馬術ホーストライアルシリーズ 2023 (9月)

(日本馬術連盟公認総合馬術競技会)

実施要項

1. 主催: NPO 法人 Japan Eventing
2. 運営: NPO 法人 Japan Eventing
3. 会場: 三木ホースランドパーク
〒673-0045 兵庫県三木市別所町高木
4. 日程: 令和5年9月30日(土) ~ 10月1日(日)
5. 規程: 国際馬術連盟総合馬術競技会規程
日本馬術連盟競技会関連規程
ホーストライアルルール(別紙)2023年より変更あり
6. 競技種目: 総合馬術競技: EV100(公認), EV90(公認), EV80(公認), EV80(非公認)

障害飛越競技(非公認): 110cm, 120cm, 130cm

トレーニングクラス(非公認): 100cm, 80cm

ビギナーズカップ(非公認): 100cm, 80cm, クロス障害

キッズカップ(非公認): 60cm

ジムカーナー

馬場馬術競技: JEF 第5課目 A 2022 (非公認),

FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006

(2009年改定・2022年更新版) (非公認)

JEF 第3課目 A 2022 (非公認)

FEI 総合馬術競技1スター課目 2021 (非公認)

・第1競技 EV100 競技(公認)

馬場馬術競技	JEF 総合馬術 上級課目 2020		
クロスカントリー競技	全 長	2,000～2,500m	最大分速 500m
	飛越数	20～25 個以内	
	高 さ	固定障害	1.00m 以内
		ブラシ障害	1.20m 以内
	幅	最も高い部分	1.15m 以内
		土台	1.80m 以内
		高さのない障害	2.40m 以内
		飛び降り	1.40m 以内
障害飛越競技	全 長	350m～400m	分速 350m
	障害数	10～11 個 (12 飛越以内)	
	高 さ	1.05m 以内	
	幅	1.20m 以内	
	土台／三段横木	1.40m 以内	

・第2競技 EV90 競技(公認)

馬場馬術競技	JEF 総合馬術 中級課目 2020		
クロスカントリー競技	全 長	1,800～2,300m	最大分速 450m
	飛越数	17～22 個以内	
	高 さ	固定障害	0.90m 以内
		ブラシ障害	1.10m 以内
	幅	最も高い部分	1.10m 以内
		土台	1.50m 以内
		高さのない障害	2.00m 以内
	飛び降り	1.20m 以内	
障害飛越競技	全 長	350m～400m	分速 350m
	障害数	9～10 個 (12 飛越以内)	
	高 さ	1.00m 以内	
	幅	1.15m 以内	
	土台／三段横木	1.35m 以内	

・第3競技 EV80 競技(公認)

馬場馬術競技	JEF 総合馬術 初級課目 2020 A		
クロスカントリー競技	全 長	1,500~2,000m	最大分速 400m
	飛越数	15~20 個以内	
	高 さ	固定障害	0.80m 以内
		ブラシ障害	1.00m 以内
	幅	最も高い部分	1.05m 以内
		土台	1.20m 以内
		高さのない障害	1.60m 以内
	飛び降り	1.00m 以内	
障害飛越競技	全 長	350m~400m	分速 350m
	障害数	9~10 個 (12 飛越以内)	
	高 さ	0.90m 以内	
	幅	1.10m 以内	
	土台/三段横木	1.30m 以内	

・第4競技 EV80 競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず		
クロスカントリー競技	全 長	1,500~2,000m	最大分速 400m
	飛越数	15~20 個以内	
	高 さ	固定障害	0.80m 以内
		ブラシ障害	1.00m 以内
	幅	最も高い部分	1.05m 以内
		土台	1.20m 以内
		高さのない障害	1.60m 以内
	飛び降り	1.00m 以内	
障害飛越競技	全 長	350m~400m	分速 350m
	障害数	9~10 個 (12 飛越以内)	
	高 さ	0.90m 以内	
	幅	1.10m 以内	
	土台/三段横木	1.30m 以内	

9月30日(土) 障害飛越競技

- ・ 第5競技 Japan Eventing 障害飛越競技 (非公認) 130cm
基準表 A 238条 2.1
分速 350m H130cm W150cm 以内 障害数 11個以内
- ・ 第6競技 Japan Eventing 障害飛越競技 (非公認) 120cm
基準表 A 238条 2.1
分速 350m H120cm W140cm 以内 障害数 11個以内
- ・ 第7競技 Japan Eventing 障害飛越競技 (非公認) 110cm
基準表 A 238条 2.1
分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 11個以内
- 第8競技 Japan Eventing トレーニングカップ障害飛越競技 (非公認) 100cm
ハンターシート
分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10個以内
- ・ 第9競技 Japan Eventing ビギナーズカップ障害飛越競技 (非公認) 100cm
基準表 A 238条 2.1
分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10個以内
- ・ 第10競技 Japan Eventing トレーニングカップ障害飛越競技 (非公認) 80cm
ハンターシート
分速 325m H80cm W100cm 以内 障害数 9個以内
- ・ 第11競技 Japan Eventing ビギナーズカップ障害飛越競技 (非公認) 80cm
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H80cm W100cm 以内 障害数 9個以内
- ・ 第12競技 Japan Eventing キッズカップ障害飛越競技 (非公認) 60cm
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 8個以内
- ・ 第13競技 Japan Eventing ビギナーズカップ障害飛越競技 (非公認) クロス障害
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H50cm 以内 障害数 8個以内
- ・ 第14競技 ジムカーナ競技
基準表 C クロスバー障害あり (巻乗りでも通過可)

9月30日(土) 馬場馬術競技

- ・第15競技 Japan Eventing JEF 第5課目 A 2022 (非公認)
- ・第16競技 Japan Eventing FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006
(2009年改定・2022年更新版) (非公認)
- ・第17競技 Japan Eventing JEF 第3課目 A 2022 (非公認)
- ・第18競技 Japan Eventing FEI 総合馬術競技1スター課目 2021 (馬場のみ)

10月1日(日) 障害飛越競技

- ・第19競技 Japan Eventing トレーニングカップ障害飛越競技 F (非公認) 100cm
ハンターシート
分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10個以内
- ・第20競技 Japan Eventing ビギナーズカップ障害飛越競技 F (非公認) 100cm
基準表 A 238条 2.1
分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10個以内
- ・第21競技 Japan Eventing トレーニングカップ障害飛越競技 F (非公認) 80cm
ハンターシート
分速 325m H80cm W100cm 以内 障害数 9個以内
- ・第22競技 Japan Eventing ビギナーズカップ障害飛越競技 F (非公認) 80cm
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H80cm W100cm 以内 障害数 9個以内
- ・第23競技 Japan Eventing キッズカップ障害飛越競技 F (非公認) 60cm
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 8個以内
- ・第24競技 Japan Eventing キッズカップ障害飛越競技 F (非公認) クロス障害
基準表 A 238条 2.1
分速 325m H50cm 以内 障害数 8個以内
- ・第25競技 ジムカーナ競技 F
基準表 C クロスバー障害あり (巻乗りでも通過可)

7. 参加資格

- 1 公認競技については、選手が申込時点において、日本馬術連盟の会員で騎乗者B級以上を有していること。馬匹についても申込時点において、日本馬術連盟の登録馬であること。
- 2 未成年者は保護者の承諾書を要する。
- 3 同一日における同一馬の出場は、EV90・EV80のクラスは2回までとする。
- 4 同一クラスに同一人馬で参加した場合、2回目に関してはオープン参加とする。(同一人馬でなければポイント獲得及び表彰の対象とする。)
- 5 障害飛越競技のみの参加に関しては、出場回数は制限しない。

8. 参加申込

令和5年9月8日(金)までに、

- 参加申込書
- 入厩届

をNPO法人Japan EventingへE-mailにてお申し込みください。

振込先 NPO法人 Japan Eventing
三菱UFJ銀行 江古田支店(店番号190)
普通 0289268

お問い合わせ先：japan.eventing@gmail.com

〒112-0001

東京都文京区白山5丁目7-6 レジデンス Hara-Machi 1F

NPO法人Japan Eventing 事務局 山本 俊哉

TEL：03-6902-2775

9. 参加料

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 日本馬術連盟総合公認競技
(第1競技～第3競技) | 20,000円 |
| 2 | 総合馬術非公認競技
(第4競技) | 15,000円 |
| 3 | 馬場馬術競技・障害飛越競技・クロスカントリー競技のみの場合
(第5競技～第25競技) | 10,000円 |
| 4 | 登録料(1頭につき) | 10,000円 |

1度納入された参加料・登録料は返却しない。

ただし、主催者の都合で競技種目を取り止めた場合はこの限りではない

10. 順位の決定

- 1 3 種目の総合成績で順位を決定する。(第 5 競技は 2 種目の合計成績)
- 2 3 種目合計点が同点の場合は、クロスカントリーの成績の上位の選手を上位とする。さらに同点の場合は、クロスカントリーの既定タイムに近い選手を上位とする。
- 3 馬場馬術競技、障害飛越競技のみの順位決定は行わない。
- 4 審判の判断により、危険とみられる場合は走行を停止させる場合がある。

11. 表彰

1. 各競技の 6 位までを入賞とし、入賞馬にリボン、副賞を贈る。
各種目の出場者が 50 人を越えた場合はグループ分けをし、各グループの上位 6 位までを入賞とする。
1 年間の JEF 公認総合馬術競技会の成績を総合して年間ランキングを作成し、上位者には賞品・賞状を授与する。

12. 打合せ及び出場順の発表

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、打ち合わせ会は開催しない。
連絡事項は、後日連絡する大会ホームページに掲載するので必ず参照のこと。
- 2 エントリーの変更は、
大会前: Email: japan.eventing@gmail.com 宛に連絡もしくは
馬場馬術競技前日、9 月 29 日(金)14 時までに大会事務局にて変更をお願いします。
競技会前日の変更は 1 件につき 500 円(全選手共通)の変更手数料を徴収する。

13. その他

- 1 クロスカントリーに参加する騎乗者の服装・馬装は国際馬術連盟総合馬術競技会規程に記載の通りとし、バックガードの着用を義務づける。
- 2 馬に騎乗する場合は、いかなる場合でも必ず 3 点以上の固定式顎紐付乗馬用防護帽を着用すること。選手以外が騎乗する場合も同様とする。
- 3 参加馬匹は健康検査及び JEF 予防接種実施要領を規程通り実施していること。
- 4 選手等の宿舎は各自手配し、経費は各自負担とする。
- 5 参加馬の厩舎は主催者が準備する。
- 6 厩舎での火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。
- 7 馬の輸送費は補助しない。
- 8 馬糧は各自にて持参すること。退厩の際は全て持ち帰ること。敷料については、おが粉とし、会場で用意する。また厩舎及び周辺を清掃し、ゴミ等を一切残さないこと。

- 9 施設の利用に関しては、それぞれ開催場所の施設利用心得を厳守すること。
- 10 期間中の人馬の事故等に対しては、主催者への連絡をもって応急処置を行うが、その責めは負わない。
- 11 参加者は何らかの傷害保険に加入し、健康保険証またはコピーを持参すること。
- 12 参加選手は野外騎乗中、必ず自身のメディカルカードを外から見えるところに携帯して走行すること。
- 13 参加申込が少数の場合は、競技及び種目を中止することがある。

別紙

NPO 法人 Japan Eventing 総合馬術ホーストライアルルール

NPO 法人 Japan Eventing 主催の総合馬術ホーストライアルシリーズでは、
人馬にクロスカントリー走行の経験を積んでもらうため、以下のルールを適用いたします

● クロスカントリー走行中の「パス」について:

走行中、選手は、フェンスジャッジに対して「パス」を宣言することにより、障害を
飛越せずに走行を継続し、次の障害に向かうことができる。走行中の「パス」の回数
は問わないが、その都度宣言する必要がある。成績上は「棄権 (R)」の扱いとなる。

※2023 年より EV100 クラス以上でのクラス出場での走行中のパスはなしとします。

● クロスカントリー走行中通算での3 反抗失権後の走行継続(同一障害での3 反抗を除く):

選手は、通算での3 反抗失権後も走行を継続することができる。成績上は「失権 (E)」
の扱いとなる。

ただし、同一障害で3 回の反抗があった場合は認めない。

走行継続可能な例:

ある障害で2 回の反抗の後に通過し、別の障害で2 回の反抗後、「パス」を宣言
して次の障害へ向かうことは認められる

走行継続が認められない例:

- (1) ある障害で3 回の反抗があった場合、パスを宣言して走行を継続することは
できない
- (2) 落馬および人馬転での失権
- (3) 経路違反での失権
- (4) 危険な騎乗によって走行を止められた場合